栃木県介護福祉士会　県央ブロック研修会

ヘルパーのための研修会

これからの訪問介護の在り方・サ責の役割について

2018年介護保険の見直しにおいて、訪問介護はより専門的な介護（重度者対応と自立支援）に重点を置くようになりました。サービス提供責任者=介護福祉士となり、サービス提供責任者の責務も増えました。しかし、役割は重要ですが、現場からは「具体的に何がどうかわったの？」「ヘルパーにどう指導したらいいの？」という声が聞こえてきます。

そこで、訪問介護職員間の情報の共有化を図り、質の高い訪問介護が提供できるよう、研修会を開催いたします。

１　日時　　平成30年6月20日（水）14：00～15：30　（13:30～受付）

２　研修内容　　①　2018年介護保険改正における訪問介護事業について

　　　　　　　　②　サービス提供責任者の責務について

　　　　　　　　　　・サービス提供時間の把握と見直し

　　　　　　　　　　・口腔管理や服薬状況などを情報共有

　　　　　　　　　　・見守り的援助の内容の明確化

３　講師　　栃木県高齢対策課　職員

４　会場　　真岡市公民館（本館）

　　　　　　真岡市荒町1201番地　　　　℡0285-82-7151

５　参加者　訪問介護事業所に所属する介護福祉士　　50名

６　参加費（資料代）　　会員　500円　　非会員1,000円　　※当日徴収いたします。

７　問い合わせ先

　　　　栃木県介護福祉士会　事務局

　　　　宇都宮市若草1-10-6　とちぎ福祉プラザ内　　℡028-600-1725　　fax028-600-1730

申し込みはファクスにて　6月12日（火）までにお申し込みください

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 会員・非会員 |
| 連絡先 | |